

2023 年度政府予算案・地方財政対策に関する談話

1. 政府は 2022 年 12 月 23 日、2023 年度政府予算案を閣議決定し、一般会計の歳出総額は 114 兆 3,812 億円と 11 年連続で、またしても過去最大となった。しかし、その増額幅はおもに防衛費 1.4 兆円増の影響を受け、2022 年度との当初比で約 6.8 兆円増と、財政規律が失われたかのような急激な伸びとなっている。もはや慣例ともなりつつある予備費も、新型コロナウイルスや原油・物価高騰対策、さらにウクライナ情勢対応を合わせて、前年同様 5 兆円が計上されているが、使途に関する国会監視が事後にしか及ばない予備費を常態化させるべきではない。長期債務残高が 1,000 兆円を超え、国債依存症ともいえる財政状況にあるなか、「過去最大」という言葉はもはや不安をもってしか受け止められない。
2. とくに防衛費については 2027 年度における GDP 比 2%達成をめざす「第一歩」として、前年の 1.26 倍、GDP 比にして 1.2%程度へと大幅に増大している。しかもその手法として、戦後は「禁じ手」とまで言われた建設国債の防衛費充実に踏み込み、さらに足りない部分については、法人税・所得税・たばこ税の増税を検討、特別会計からの繰り入れなども含め、必死にかき集めている感があるが、その場しのぎ且つ強引な手法には各方面からも批判が集中している。そもそも、「安全保障関連 3 文書」における反撃能力は、先制攻撃の領域に踏み込むものであり、国際法・憲法にも反する。防衛費を GDP 比 2%水準とする根拠も明確でないまま、突如として軍拡の道へと歩み出すことは、日本が周辺国にとっての脅威となることに他ならない。これらの予算措置は防衛政策の大転換を既定するものであり、自治労としては国会での厳しい追及と同予算案の抜本的な見直しを求める。
3. 2023 年度地方財政対策については、交付団体ベースの一般財源総額が約 62.2 兆円（前年比 1,500 億円増）、水準超経費を含めた総額では 65.1 兆円（前年比約 1.2 兆円増）と前年度を上回る水準が確保されている。臨時財政対策債の発行を抑制し、その年度末残高見込みも 3 兆円程度縮減するなど、地方財政の健全化にも配慮されており、増大する社会保障費に加え、デジタル化や脱炭素化など新たな財政需要に苦慮する地方の期待に一定応える内容と言える。そのうえで、なおも例年、財源不足が生じていること、また地方の借入金残高は依然として約 182 兆円程度が見込まれていることから、地方交付税の法定率引き上げなどを含め、コロナ後も見据えた地方財政の確立にむけ、引き続き抜本的な対策を求める。
4. 2023 年度の地方財政収支見通しによると、地方公務員の給与関係経費は 19.9 兆円と前年度より 0.3%程度の微減となっている。これは 2023 年度から

はじまる定年引き上げが影響しており、基本的には前年度と同様の水準が確保されている。とくに、給与関係経費計上の地方公務員数は 231.7 万人と前年より 0.3 万人の増員が見込まれており、各自治体における人員確保闘争を一層活性化させる必要がある。

5. 地域のデジタル化推進にむけては、これまでの「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費（仮称）」に名称変更した上で 1 兆円を確保。2022 年度までを事業期間としていた「地域デジタル社会推進費」2,000 億円を 2025 年度まで延長し、さらにマイナンバーカード利活用特別分の 500 億円をあわせて 2,500 億円に増額。これらを一括し、「デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）」に衣替えして、1 兆 2,500 億円を確保している。これにより、「まち・ひと・しごと創生事業費」1 兆円分は当面維持されることとなるが、これを含めた地方一般財源総額はすでに自治体にとって標準的な規模と化しており、その中でも大きなウエイトを占める同事業費については、時々の政治的判断で左右せず、相当する額を恒常的に確保すべきである。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」が引き継がれるならば、その一部において採用されている行革努力分による算定指標も継続することが想定されるが、そのような政策誘導も地方交付税制度に馴染まないことを改めて指摘したい。
6. とくに、マイナンバーカードをめぐることは、その交付率を普通交付税算定に反映することとされている。具体的には「上位 3 分の 1 の市町村が達している交付率」以上の市町村は、その交付率に応じた割増率で普通交付税が算定され、それ以外の自治体にも一定の額が交付される見込みである。各自治体への交付が確保された点については、この間の運動の成果といえる。とはいえ、本来、個人の意志に任せているマイナンバーカード取得をめぐる、交付金また地方固有の財源である地方交付税において多寡が生じる制度には違和感を覚える。自治労としては、引き続き、国による強引な政策誘導がされないよう、制度の運用状況を注視していく。
7. 2023 年度地方財政対策においては地域における人材の確保に対する積極的な姿勢が伺える。デジタル、グリーン分野におけるリスクリング、こども・子育て支援にむけた児童福祉司、児童心理司の増員、地域医療提供体制の確保、とくに自治労が再三求めてきた、感染症対応業務に限らない、保健所および地方衛生研究所職員の 150 人増員も今回盛り込まれていることは一定評価したい。これらの人員配置にかかる結果等の検証はもちろん、コロナ禍を踏まえた医療・看護・介護・保育等分野における引き続きの処遇改善も含め、現場の声を引き続き国政に反映させる取り組みが求められる。
8. また、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて評価されている地域公共交通をめぐる、これも自治労の求めてきた地下鉄事業特例債と特別減収対

策企業債の延長が盛り込まれるとともに、新たな国庫補助事業における地方負担への財政措置も講じられる見通しとなっている。引き続き、総務省と国土交通省の連携による施策の充実を求めていく。

9. 2023年度地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）における、2021年度地方一般財源総額との同水準ルールに基づき一定確保されている。しかし、2020年に入ってから本格化したコロナ禍への対応、また防衛費のGDP比2%路線が打ち出されことにより、政府の予算編成はまさに非常時の対応さながらである。これ以上、財政規律を度外視することは許されないが、2023年4月にはこども家庭庁が設置され、こども・子育て支援の強化が求められる。岸田総理は年頭会見において「異次元の少子化対策」を声高に打ち出したが、「こどもまんなか社会」の実現にむけて2023年度政府予算案でめだった施策は出産育児一時金の増額等にとどまっており、肝心の財源議論も先送りとなっている。
10. 以上を踏まえれば、将来的に政府の予算編成作業はさらに混沌としてくる可能性が高い。そうした中にありながらも、自治労は引き続き、地方財政の確立はもとより、平和の維持と地域生活の向上に根差しながら、地域公共サービス労働者の声を国政に届けなければならない。そのため、協力国会議員団、また立憲民主党をはじめとする協力政党、地方6団体など広範な連携をめざしながら、引き続き、全力で取り組みを進める。

2023年1月6日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功